

特定非営利活動法人鳥取県障害者相談支援専門員協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人鳥取県障害者相談支援専門員協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県米子市道笑町2丁目126桑本ビル1階に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、鳥取県内の、障害のある方に対する相談支援において、障害者ケアマネジメントの理念と手法の啓発、普及を図ることによって、障害があっても、地域で当たり前で暮らせる社会の実現と、県内の障害者ケアマネジメント体制、相談支援体制の整備、充実に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類及び事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）を遵守し、同法第2条別表の「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行い、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者ケアマネジメントの啓発、普及を図るための事業
- (2) 障害者ケアマネジメントにかかる調査、研究事業
- (3) 障害者相談支援専門員の研修にかかる事業
- (4) 県内の障害者相談支援専門員のスキルアップを図るための研修事業
- (5) 県内の障害者相談支援専門員相互の、交流、親睦を図るための事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して資金面で協力していただく個人及び団体

(入会及び会費)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、代表理事は入会申込書を受理し、会費の納入があった場合に承認するものとする。

2 会費は「入会費」及び「年会費」とし、「入会費」は入会時にのみ納入するものとし、「年会費」は、毎年度当初に、遅滞なく納入するものとする。

3 会費の額は、理事会が別の規則によって定める。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第8条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合は、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、この法人の定款又は規則に違反した場合
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合

(会費等の不返還)

第10条 すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3名以上10名以内
- (2) 監 事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事、1名を副代表理事とする。

(選任等)

第12条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事会において理事の互選とする。
- 3 監事は、総会で選任する。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故ある場合又は代表理事が欠けた場合は、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまで、その任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第15条 理事又は監事の定数の3分の1以上の欠員が出た場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次のいずれかに該当する場合は、理事にあつては理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事にあつては総会の議決により当該役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる場合
- (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第18条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第21条 理事会は、この定款で規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の作成並びにその変更
 - (2) 会費の額
 - (3) 理事の選任又は解任、報酬及び職務
 - (4) 総会に付議すべき事項
 - (5) その他この法人の運営に関する必要事項
- 2 総会は、法及びこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付議すべき事項として議決したことを議決する。

(開 催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をした場合

(2) 正会員の総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合

(3) 第 13 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があった場合

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めた場合

(2) 理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があった場合

(招 集)

第 23 条 総会及び理事会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、開会日の 2 週間前までに発信して行わなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会日の 1 週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、代表理事が必要を認めて招集する場合は、その限りでない。

4 前条第 2 項第 1 号及び第 2 号又は第 3 項第 2 号及び第 3 号の請求があった場合は、代表理事は 14 日以内に会議を招集しなければならない。

(議 長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事の 3 分の 2 以上が出席しなければ開会することができない。

(議 決)

第 26 条 総会及び理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び理事（以下「構成員」という。）の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会及び理事会においては、第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定によりあらかじめ通知

された事項についてのみ議決するものとする。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会又は理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法または代理人をもって表決権を行使することができる。

3 前項の代理人は、別に規定で定める代理権を証する書面を会議毎に議長に提出しなければならない。

4 第 1 項の規定により表決権を行使する構成員は、第 25 条及び前条第 1 項、第 28 条第 1 項第 2 号、及び第 35 条の適用については出席したものとみなす。

5 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該議事について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 28 条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第31条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画及び収支予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告及び収支決算)

第34条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録などの決算に関する書類は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第36条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(6) 法第43条の規定による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認証を受けなければ解散できない。

(合併)

第37条 この法人は、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第38条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人又は社会福祉法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第7章 雑 則

(事務局)

第39条 この法人は、事務を処理するために事務局を置くことができる。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、この法人の事務所前の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(実施規則)

第41条 この定款の施行について必要な規則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人成立当初の正会員の年会費は、第6条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

年会費 3,000円

3 この法人成立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 光岡 芳晶

副代表理事 末吉 徳二郎

理 事 青戸 忍

理 事 小泉 浩二

理 事 中島 哲朗

監 事 美船 智代

4 この法人成立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から、平成22年3月31日までとする。

5 この法人成立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、成立の日から、平成21年3月31日までとする。

6 この法人成立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第33条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。